

西東京市図書館の運営体制の あり方について(提言)

平成 30 年 3 月

西東京市図書館協議会

目 次

第1	はじめに ～図書館運営体制のあり方の検討について	1
第2	この10年の西東京市図書館の歩み	2
1	利用状況の推移	2
(1)	貸出利用状況の推移	2
(2)	予約件数の推移	2
(3)	有効登録者の推移	3
(4)	他市との比較	3
2	これまでの取組み	4
(1)	条例・規則改正、計画に関わる取組み	4
(2)	情報サービスの推進	4
(3)	課題解決を支援する相談・情報提供の機能の強化	5
①	テーマ別の書架づくり	5
②	参加型の企画	6
③	全館統一展示と紹介誌	6
④	課題解決のための講座	6
⑤	多言語や多文化をテーマとした取組み	6
(4)	子ども読書活動の推進	6
(5)	ボランティア活動等の協働、促進	6
(6)	運営状況に関する評価	7
①	図書館事業評価（平成21年度～）	7
②	西東京市市民意識調査報告書（平成29年11月）	7
③	図書館利用者アンケート	7
(7)	施設の整備	7
①	現状	7
②	課題	8
第3	これからの図書館への期待	8
1	西東京市民に役立つ図書館の機能～過去から未来への責任	8
(1)	長期的視野にたった資料の整備	8
(2)	時代のニーズに応えるサービスの展開	8
①	子ども・青少年に向けた取組み	8
②	図書館利用に困難を抱える市民に対するサービスの実施	9

③ 日本語以外を母語とする人へのサービスの実施	9
④ 新しいメディアへの取組み	9
⑤ 市民、関係団体との連携協力	9
(3) サービスのさらなる広がりに向けて	9
① 情報サービスの拡充	9
② 滞在型サービスの充実	9
2 これまでの運営体制の検討	10
(1) 西東京市図書館の職員体制の現状	10
① 「19年度提言」で求められている図書館職員の専門性	10
② 図書館費の削減	10
③ 業務の分析	10
(2) 図書館の役割にふさわしい管理運営体制の検討	11
① 指定管理者制度について	11
② 図書館への指定管理者制度導入をめぐる議論の推移	11
③ 最近の動向	12
(3) これからの望ましい運営体制のあり方	12
① 長期的展開	13
② 個人情報の保護	13
③ 市への帰属意識	13
④ 経費節減の視点	13
⑤ ネットワーク形成	13
西東京市図書館協議会委員名簿	14
会議等開催日程	14

第1 はじめに ～ 図書館運営体制のあり方の検討について

図書館は、市民の情報拠点として、市民が必要とする資料を収集保存し、提供することによって、市民の学び、調査、楽しみを支援する公共施設です。そこでは、本との出会いだけでなく、人との交流や憩い、癒しなども得ることができる市民の大切な居場所の一つともなっています。市民意識調査によると、最も多くの市民が足を運び、充実してほしいと願う公共施設とされています。

西東京市では幸い、行政に責任ある方々の図書館に対する見識と理解によって、また図書館自体の継続的な努力によって、全国的にもトップクラスの図書館サービスが提供されています。

図書館協議会では、『西東京市地域経営戦略プラン—第2次行財政改革大綱』（平成17年9月策定）の推進項目「民間活力の積極的な導入・協働の推進」の要請に応じて、平成19年度に『図書館事業の見直し（提言）』（以下、「19年度提言」という。）を図書館長に提出しました。

西東京市図書館は、この「19年度提言」に基づいて『西東京市図書館基本計画・展望計画（平成21年度～30年度）』（以下、「図書館計画」という。）を策定し、本報告書「第2 この10年の西東京市図書館の歩み」に示されているように、ICタグによる自動貸出システムの導入など業務改善・効率化を図る一方で、嘱託員制度の推進等によって人件費の抑制につとめ、司書職を中心とした市職員による運営体制のもとで、図書館サービスの拡充・整備を図ってきています。

しかし、「19年度提言」から10年が経過し、その間に自治体や図書館を取り巻く環境は大きく変化していることから、一層の図書館機能の充実と運営の効率化を図るため、あらためて指定管理者制度等の導入を含む実施主体の検討や運営体制の見直しの必要性が生まれています。さらに、西東京市の行政施策との関連においても、『西東京市第2次総合計画（平成26年度～35年度）』を進めるために策定された『第4次行財政改革大綱』の図書館に関する基本方針Ⅲ「効果的なサービス提供の仕組みづくり」（推進項目「民間活力の活用促進」）へ対応が求められています。

協議会では図書館長から意見を求められ、この課題の調査研究にほぼ一年間をかけて、西東京市民にとって望ましい図書館のあり方は何か、そのために最も適した図書館事業の実施主体はどうあるべきかを協議してきました。ここにその検討結果を提言するものです。

図書館は、その地域の文化度を示すバロメーターであることから「自治体の顔」とされています。わたしたちは、西東京市の伝統と未来にふさわしい「顔」を持ちたいと思います。西東京市図書館が、今住んでいる市民だけでなくこれから住む市民にとっても、市民の宝とされ、誇りとなる存在になっていくことを望みます。

第2 この10年の西東京市図書館の歩み

西東京市図書館では、「19年度提言」で示された「西東京市図書館は、市民のひとりひとりが自ら学び、考え、成長し、決定し、自らの責任で行動するために必要とされる知識や情報を分け隔てなく市民すべてに提供する公共サービス機関」を基本的考え方として、「図書館計画」を策定しました。

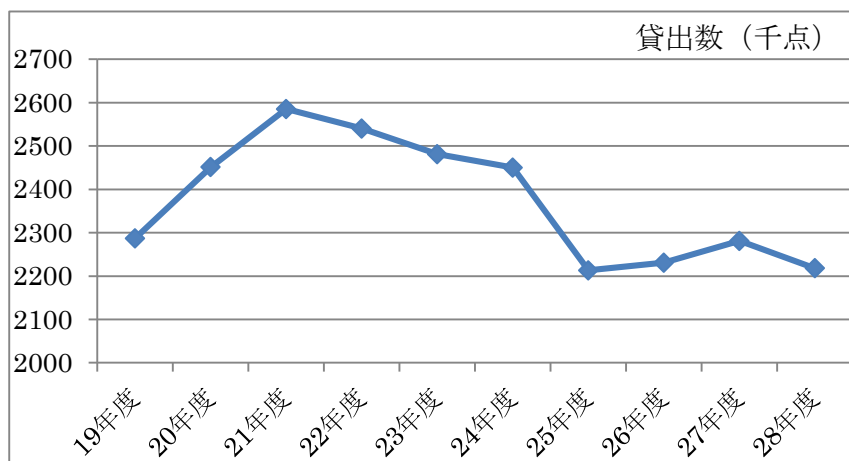
「図書館計画」では、時代に適合した品質の高いサービス提供に積極的に取り組み、成長する図書館の役割を果たすために必要な機能として、①資料を次世代に受け渡す機能、②誰もが平等に自由に利用できる機能、③地域に根ざした文化の保存・提供・支援機能、④類縁機関と連携して相互利用を行う機能、⑤行政やその他機関・団体と協力しサービス提供する機能、⑥利用者の秘密を守る機能の6項目を設定し、事業の推進に努めてきました。

1 利用状況の推移

平成19年度から28年度までの貸出・予約・登録の利用状況は次のとおりです。

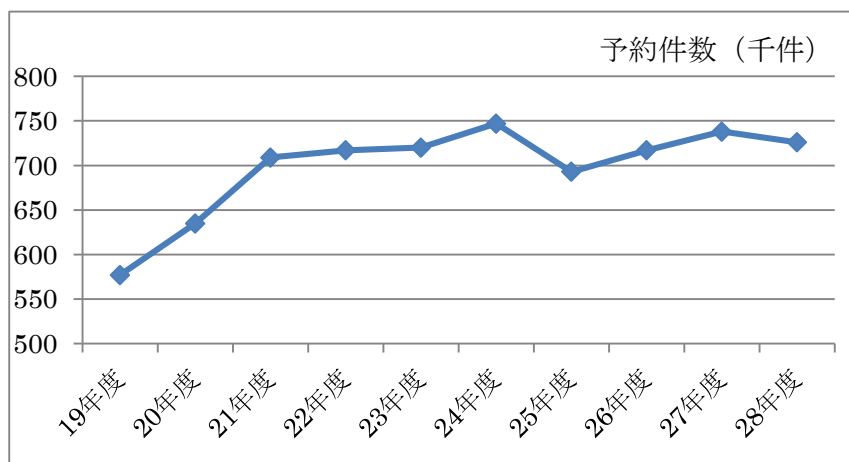
(1) 貸出利用状況の推移

合併以後、増加し続けていた貸出利用状況は、保谷駅前図書館が開館した翌年の平成21年度の258万5千点をピークに、その後は減少傾向にあります。



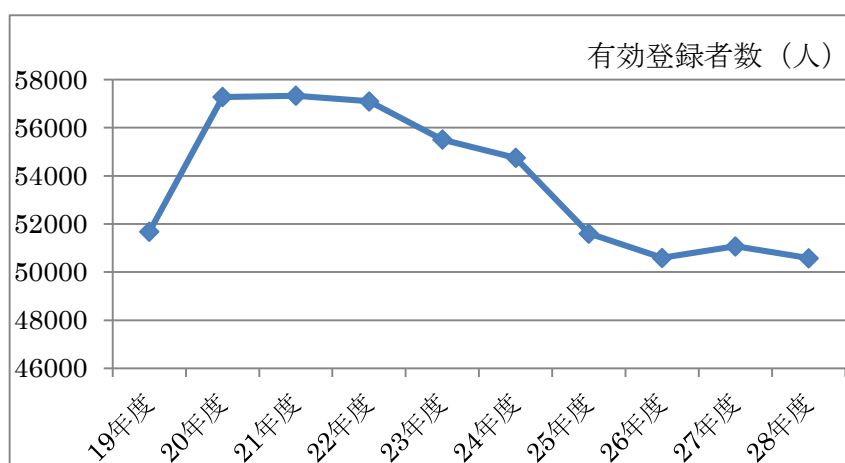
(2) 予約件数の推移

毎年、増加していましたが、平成24年度の74万7千件をピークに近年は横ばい状態になっています。



(3) 有効登録者の推移

有効登録者数の登録率は、保谷駅前図書館開館年の22.3%をピークに、平成28年度は19.7%に減少しています。



*有効登録者（当該年度に図書館資料を利用した登録者）

(4) 他市との比較

ここ数年は貸出利用や登録者数が減少傾向にありますが、近隣市や多摩地区同規模類似団体の平均的な水準を市民1人当たりで比較すると、蔵書数は多くはないものの、貸出は武蔵野市、調布市に続き高い数値です。予約も武蔵野市に続き多いことから、貸出利用を主眼とした本市の運営が効果的に機能し、市民に十分に活用されていることがわかります。

また、団体貸出は、図書館が学校や児童館へ配本・回収する資料搬送サービスを実施するなど、利用しやすい環境を整備していることから、活発に利用されているのが特徴です。

自治体名	人口 (千人)	蔵書 (千冊)	蔵書市民 1人当たり	貸出 (千点)	貸出市民 1人当たり	予約 (千件)	予約市民 1人当たり	団体貸出 (千冊)
府中市	257	1,459	5.68	2,216	8.62	96	0.4	7
調布市	226	1,353	5.99	2,581	11.42	652	2.9	36
西東京市	199	809	4.07	2,218	11.15	726	3.6	62
小平市	189	1,184	6.26	1,546	8.18	328	1.7	11
三鷹市	183	731	3.99	1,594	8.71	274	1.5	45
日野市	183	820	4.48	1,632	8.92	462	2.5	23
立川市	180	906	5.03	1,707	9.48	352	2.0	78
東村山市	151	697	4.62	1,089	7.25	235	1.4	32
武蔵野市	143	919	6.41	2,658	18.55	614	4.3	15
東久留米市	117	471	4.03	848	7.24	162	1.4	9

*「日本の図書館2017」（2016年度実績：人口順）による

2 これまでの取組み

従来の閲覧・貸出・予約サービス等を維持しながら、地域や住民の要望や社会の要請に控え、地域の情報拠点としての図書館を目指して、利便性の向上と経営意識の改革に重点を置いた取組みを進めました。

(1) 条例・規則改正、計画に関わる取組み

年 月	事 業 内 容
平成 20 年 3 月	図書館協議会「図書館事業の見直し」提言
4 月	中央図書館祝日開館及び平日開館時間の延長（午後 8 時まで）
5 月	下保谷図書館閉館
6 月	保谷駅前図書館開館。保谷駅北口にブックポストを設置
平成 21 年 3 月	「西東京市図書館基本計画・展望計画」（平成 21～30 年度）策定
平成 22 年 3 月	図書館事業評価を開始
平成 23 年 3 月	「第 2 期西東京市図書館子ども読書活動推進計画」（平成 23～27 年度）策定
7 月	東伏見ふれあいプラザを活用した図書サービスを開始
平成 24 年 4 月	柳沢・ひばりが丘図書館の祝日・夜間時間等開館日時の拡大
平成 26 年 10 月	新町福祉会館内で図書サービスを開始（新町分室は 9 月廃止）
平成 28 年 3 月	「第 3 期西東京市図書館子ども読書活動推進計画」（平成 28～32 年度）策定

(2) 情報サービスの推進

西東京市図書館のホームページや検索システムは、図書館を利用する幅広い年齢層の利用者誰もが使いやすいように機能の向上に努めた結果、平成 20 年度のリニューアル後は、ホームページへのアクセス数が約 1.5 倍に増加しました。

また、貸出や予約の多い本市の図書館は、カウンターで利用者が待たされることも多く、市民が図書館に読書相談や質問をしづらい等の課題がありましたが、平成 20 年度に I C タグを活用した自動貸出機や予約棚等を使って、利用者自身で貸出・返却や予約資料を受け取る仕組みを導入し改善を図りました。I C タグ資料管理システム導入後は、カウンターでの市民の課題解決を支援する相談業務や情報提供を積極的に進めています。

開始年度	情報サービス提供内容
平成 20 年 6 月	図書館管理システムの更新及び I C タグ資料管理システムの導入（自動貸出機及びセキュリティゲートを全館に設置）
平成 22 年 4 月	ウェブファレンスサービスを開始
7 月	中央図書館に予約棚及び自動返却機を設置
平成 24 年 6 月	保谷駅前・柳沢・ひばりが丘図書館に予約棚及び自動返却機を設置

平成 26 年 2 月	図書館管理システムの更新及びホームページのリニューアル（書影、写真資料の掲載）、予約システムの向上（予約かごとお気に入りの導入）、簡単検索に全文検索を導入、写真画像等デジタル西東京ほか地域・行政資料のコンテンツ公開、スマートフォン版の開設 谷戸図書館に自動返却機を設置
平成 26 年 10 月	地域・行政資料室所蔵資料の電子化を開始
平成 28 年 1 月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス閲覧の開始
10 月	国立国会図書館歴史的音源配信サービスの開始
11 月	国立国会図書館視覚障害者等用データ送信の開始

スマートフォンの普及により、平成 26 年度以降はスマホ版の充実を図りました。その結果、トップページを閲覧せずに、「資料検索」「利用状況確認」「ご利用案内」など個人情報や利用に関わる情報へ直接アクセスする利用が増加しました。

アクセス回数(月平均)	20 年度 前期	20 年度 後期	21 年度	26 年度	28 年度
トップページ	172,697	256,602	223,327	138,390	145,148
資料検索(通常 of 検索)	51,085	62,755	65,671	300,684	219,826
利用状況確認	50,048	68,111	72,717	117,329	121,102
ご利用案内	1,988	3,839	3,236	7,272	6,734
新聞記事検索		272	257	139	644
地域資料	255	257	238	111	213
デジタル西東京市				1,956	2,119

(3) 課題解決を支援する相談・情報提供の機能の強化

資料を活用して地域を支える情報拠点をめざした取組みを積極的に進めています。

① テーマ別の書架づくり

本市では通常、分類別に資料が並んでいますが、平成 20 年度以降、テーマ別に集めた書架づくりに取り組んでいます。

中央図書館では、本市がWHOの健康都市連合に加盟していることから、健康・医療情報に関する資料を集めた書架をはじめ、ヤングアダルトサービス(対象年齢 13～18 歳)以降を青年期サービス(対象年齢 19～25 歳前後)とし、その世代に薦めたい資料や、関心が高い就職活動に関する資料や語学資格参考書等の提供に努めています。

柳沢図書館では、高齢の利用者や家族等に向け、書籍だけでなく雑誌などを一緒に展示したシニア支援コーナーを設置し、保谷駅前図書館では、駅に直結している立地のため仕事帰りの勤労者の利用が多いことから、スキルアップ、就労関連、接客等の資料を集めたビジネス支援コーナーを設置するなどして、利用も定着してきています。

② 参加型の企画

ヤングアダルト世代向けの本の紹介冊子「CATCH（キャッチ）」を図書館司書とヤングアダルト世代が共同編集し、掲載した本にポップ（紹介文）を付けて展示しています。

最近では、職場体験をした中学生や高校生、市内にある武蔵野大学の学生の協力を得て、ポップを付けたおすすめ本の紹介や、図書館利用者にも紹介文を添えておすすめ本を紹介してもらい展示など、様々な年代の人が参加する読書活動を進めています。

③ 全館統一展示と紹介誌

成人サービスでは、世相やトピックスに関連する書籍を集め、市内図書館全館で統一した展示を実施しています。利用の促進を図るため、展示にあわせて紹介誌「ちらっと」を発行しています。

④ 課題解決のための講座

国立国会図書館デジタル資料配信サービスの閲覧が可能となったことから、国会図書館の職員によるデジタル資料に関する講座を開催しました。また、商用データベースの利用促進を目的に、自分に必要な情報の集め方について使い方講習を開催しました。地域・行政資料の電子化とホームページでの公開、西東京市にゆかりのある人物を集めた冊子の作成と関連する講演会や子どもを対象とした西東京市の歴史を知る講演会を実施するなど、「縁（ゆかり）」事業として西東京市への愛着を深める取組みを進めています。

⑤ 多言語や多文化をテーマとした取組み

多言語や多文化サービスとして、英語・中国語・韓国語のおはなし会や、親子参加もできる成人向けの英語多読の入門講座を実施しました。今まで取組みのなかった分野であることから、反響も大きく、今後も継続して実施する予定です。

（４） 子ども読書活動の推進

本市では、平成17年度に『西東京市子ども読書活動推進計画（平成18～22年度）』を策定し、現在第3期計画に取り組んでいます。子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念を踏まえ、自分らしく生きていくために、読書を様々な形で関わらせて、「生涯読書人」へと成長していく子どもへの支援を行う取組みを、市民や関係団体等と協働、連携して実施しています。

（５） ボランティア活動等の協働、促進

視覚障害者に提供するデージー資料の作製や代読をする対面朗読、高齢者をはじめとする来館が難しい市民へ本を届ける宅配サービス、子どものおはなし会や大人の朗読会など、様々な事業を実施していく上で、市民ボランティアの協力は不可欠なものです。事業の目的が共有され、理解されることで、市民の学習を支援する大きな力となることから、本市では、事業内容の質の向上を図り、継続して事業を進めていくために必要な知識やスキルを付けるため、ボランティアを対象とした養成講座、レベルアップ研修を実施しています。

(6) 運営状況に関する評価

① 図書館事業評価（平成 21 年度～）

「図書館計画」にある施策について、毎年、図書館事業評価を実施しています。課内での一次評価に対して図書館協議会が二次評価を行い、その結果を図書館ホームページ、図書館だより、館内掲示で公表します。評価の指摘事項は次年度事業に反映し実施されます。

② 西東京市市民意識調査報告書（平成 29 年 11 月）

「西東京市第 2 次基本構想・基本計画におけるまちづくりの推進」にあたって実施された調査で、その結果は、「市政に対する市民全体の考え方」「各施策の推進状況等に対する満足度・重要度」の評価を把握するための基礎資料となります。

本報告書の中で、西東京市の公共施設について、年 1 回以上利用している割合のトップが図書館（65.3%）であり、「芸術文化」分野においては、「図書館サービスの充実」の満足度、重要度がいずれも最も高くなっています。

③ 図書館利用者アンケート

「西東京市図書館計画」の施策について、各施策によって計画の前後の効果を確認しています。

実施年度	世代別順位	職業別順位	利用回数	満足度
平成 18 年度	30 代 (24.8)	勤め人 (29.6)	週 1 回 (37.9)	利用しやすい場所
	40 代 (23.3)	主婦 (29.5)	月数回 (34.1)	職員の対応
	60 代 (13.1)	学生 (6.5)	週数回 (19.2)	貸出冊数・制限
平成 22 年度	40 代 (24.9)	主婦 (29.2)	月数回 (34.1)	職員の対応
	30 代 (17.2)	勤め人 (28.7)	週 1 回 (33.9)	利用しやすい場所
	60 代 (15.6)	自由業 (7.1)	週数回 (20.1)	貸出冊数・期間 図書館サービス
平成 25 年度	40 代 (22.6)	主婦 (32.9)	月数回 (31.5)	資料の充実度
	60 代 (18.2)	勤め人 (24.9)	週 1 回 (29.3)	資料の探しやすさ
	70 代 (15.2)	自由業 (4.5)	週数回 (19.8)	図書館の立地場所

平成 25 年度に実施した利用者アンケートでは、利用目的の約 4 割が本や雑誌を読む利用であり、図書館に求める重要度としては、10 項目の設問に対し、「他の利用者のマナー」「読みたい本、雑誌の充実度」「本や資料の探しやすさ」「図書館の立地場所」の順に高く、自由意見では、施設や設備の機能拡充、学習室の設置などの施設に関する要望が多く寄せられています。

(7) 施設の整備

① 現状

西東京市図書館の施設は、中央館と 5 つの地域館の 6 施設によって構成されています。中央図書館、保谷駅前図書館、柳沢図書館、ひばりが丘図書館の 4 施設は、最寄りの駅からそ

れぞれ徒歩3分以内にあり、利便性のよい施設となっています。図書館管理システムと物流を連動させた図書館ネットワークを形成し、6つの図書館いずれにおいても、資料の貸出・返却・予約等の利用が可能であり、補完的な機能として、東伏見ふれあいプラザや新町福祉会館での図書サービスや東伏見駅、保谷駅、保谷庁舎にブックポストを設置し、教育計画の基本目標でもある「いつでも・どこでも・だれでも学べる」環境の整備と、市内全域へのサービスの提供に努めています。

② 課題

中央図書館は築40年が経過しており、継続使用のための耐震化や施設設備の老朽化への対応が必要です。また、施設が狭小であることから、蔵書収容能力の不足、閲覧スペースの不足、レファレンス機能の不足などが課題として挙げられます。これらの課題は、施設の課題というだけでなく、図書館ネットワーク全体のサービスの向上が制約される懸念でもあります。中央図書館だけが所蔵する、地域行政資料やレファレンス資料、蔵書庫にある資料は、市内全図書館共通の財産としてとらえる必要があります。施設の不足により中央図書館は図書館ネットワーク全体の中核施設としての本来の機能を十分に果たせていない状況にあると言えます。

第3 これからの図書館への期待

1 西東京市民に役立つ図書館の機能～過去から未来への責任

(1) 長期的視野にたった資料の整備

図書館には長い期間をかけて集めた貴重な資料群があります。これは、各時代を反映した歴史的資料であり、次の新しい社会を築いていくための助言・指針となるもので、大切に保存し次世代へ引き継いでいかなければなりません。この地の古文書や田無・保谷時代の行政資料など他になく、図書館が保存しなければ次代に遺せない貴重な資料も多くあります。また、本市が取り組んでいる「縁（ゆかり）」事業に関連する資料についても一層の充実が期待されます。今後も、市民が必要とし求める資料を、長期的な展望に基づいて整備していくことが図書館の責務であり、そのような継続した取組みが市民の知的財産の蓄積・保存を保障していくものとなります。

(2) 時代のニーズに応えるサービスの展開

① 子ども・青少年に向けた取組み

本市では、『西東京市子ども読書活動推進計画』に基づき、関係機関と連携協力して、様々な施策に取り組んでいます。「本を読む」ことは五感で行うことであり、子どもがゆっくり自分のペースで読み考えることを生み出す環境を作ることが大事です。乳幼児を育てている人への支援を行うこともその基盤となります。学校図書館や子どもに関わる市民へのバックアップも重要です。読書離れが進んでいると言われる中で、図書館が中高生に向けても積極的に情報発信し、次代を担う青少年が図書館に来る機会を増やし、青少年が自ら本と出会えるよ

うな取組みを期待します。

② 図書館利用に困難を抱える市民に対するサービスの実施

障害を持つ市民へのサービスについては、他自治体と比較しても、西東京市は積極的に取り組んでいます。今後は、超高齢化の進行等により、来館や本の運搬が困難な人が増え、本を自宅に届ける宅配サービスなど、新たな取組みが望まれます。また、誰もが利用しやすい図書館を目指し、こうしたサービスについて一層わかりやすく周知していく必要があります。

③ 日本語以外を母語とする人へのサービスの実施

外国語資料の所蔵を増やす、多言語のおはなし会の開催、多文化共生等との連携事業、外国語の利用案内の充実等、多文化サービスへの取組みを継続し、拡大を図ることを望みます。これは日本語以外を母語とする人へのサービスであると同時に、市民一人一人が共生社会について考えるきっかけとなる取組みとして期待します。

④ 新しいメディアへの取組み

文字の理解がしにくい子どもへのサービスとして、マルチメディア・デージーなど、新しいメディアを積極的に取り入れていくことを推奨します。これにより、子どもたちだけでなく、今まで読書活動に障害のあった人々へのサービスの広がりとなることを期待します。

⑤ 市民、関係団体との連携協力

他機関や市民との協働により、図書館の主催事業を一層効果的に行うことができます。他課や市民の取組みに図書館が資料提供で協力することも重要です。行政や市民サービスに図書館が役立つことを伝え、積極的な利用を促す取組みを期待します。

(3) サービスのさらなる広がりに向けて

① 情報サービスの拡充

ウェブ上で、24時間、検索や予約・リクエストが可能となっており、利用者の利便性が向上しています。今後は、利用者同士の本の紹介やヤングアダルト向け情報発信など、積極的に交流し情報を提供するホームページとして一層の充実が望まれます。ウェブレファレンスを含むレファレンスの活用については、積極的に広報する必要があります。また、商用データベースの活発な利用を促進するためには、レファレンス用に専用機の設置を検討し整備することも必要です。

② 滞在型サービスの充実

資料閲覧やレファレンスに関するスペースを十分確保するとともに、広範な世代のニーズに即して、個人が静かに利用できるスペースとグループ学習や読み聞かせ等ができるスペースの両方を充実させる施設づくりを望みます。今後の施設面での検討にあたっては、安全・安心を基本とし、市民と職員の意見を広く聞きとって検討されることを期待します。

2 これまでの運営体制の検討

(1) 西東京市図書館の職員体制の現状

① 「19年度提言」で求められている図書館職員の専門性

「19年度提言」では、図書館職員の専門性について、「設置者である地方自治体の使命を理解し、図書館サービスの中でどのように実現できるかを考え、企画できる」企画力と、「図書館の機能を理解して、サービスを効率的に運用できる」経営能力が必要としました。

本市図書館では、市民が必要とする資料を選び提供するサービスを、継続的安定的かつ迅速に行っています。

図書館は、蓄積した市の知的財産を保存し次世代に渡す役割があり、読書活動の振興を担う機関でもあります。閲覧・貸出・予約サービス等を行いながら、住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した新たなサービスとして、課題解決を支援する相談、情報提供機能を強化するなど、住民にとって役に立つ地域の情報拠点としての図書館運営を進めています。事業を進める上で必要な職員の専門性等の質的向上や司書の育成のため、職員・嘱託員の課内研修の実施や外部研修への参加などに取り組んでいます。

② 図書館費の削減

新たな事業に取り組む際は、経費の削減を図りながら大きな効果を得られるように努めています。カウンター業務の見直しをする場合、専門性が不要な作業の部分にICタグを活用した資料管理システムを導入することで業務の効率化が進みました。また、セキュリティゲートを設置することで資料の持ち出しの防止と資料費の有効活用に努めています。

職員定数を削減し嘱託化を進めるなどの取組みの結果、平成20年度から28年度の9年間の財政効果としては、図書館費全体で約9千9百万円の節減で、うち人件費が約5千万円の削減となっています。

(百万円)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
図書館費	606	583	535	520	520	543	526	523	507	—
前年度比		△23	△48	△15	0	23	△17	△3	△16	△99
人件費	357	347	313	300	297	299	315	306	307	—
前年度比		△10	△34	△13	△3	2	16	△9	1	△50

* 数字は決算額。平成20年度の保谷駅前図書館整備事業費は含まない。

* 人件費は職員と嘱託職員の合計

③ 業務の分析

図書館業務について、施策の企画立案、議会・教育委員会の対応、資料選定等は市が行う必要性のある業務とし、本市のみが所蔵する地域・行政資料の保存・提供支援や費用対効果の面からハンディキャップサービスや市民団体等との連携、ボランティアとの協働については市が行うことで効果が期待できる業務、そして委託可能な業務の3分類としました。

市が直接行う必要性のある業務	図書館施策の企画立案、教育委員会との調整
	条例・規則等の制定及び改廃の手続き、議会対応
	図書館協議会事務
	図書館計画策定、事業計画作成、事業評価
	文書管理
	図書館資料の管理(収集方針、選書基準、除籍基準の作成、資料購入の決定、除架の判断)
	各サービスの企画立案
図書館システムの運用(導入・更新計画の立案、決定、調整)	

市が直接行うことで効果が期待できる業務	地域・行政資料サービス
	レファレンスサービス
	ハンディキャップサービス
	市民団体協働、学校・保育園・児童館等との連携

委託可能な業務	施設管理(清掃、警備)
	市内配送
	図書館システム及びネットワーク保守
	機械可読目録作成
	資料装備

(2) 図書館の役割にふさわしい管理運営体制の検討

① 指定管理者制度について

平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律で規定された指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、この目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることとされています。

② 図書館への指定管理者制度導入をめぐる議論の推移

平成16, 17年	文部科学省が図書館にも制度の適用は可能とした。
平成20年	衆議院(社会教育関連法改正の附帯決議)人材確保及びその在り方については、制度導入の弊害についても十分考慮し検討すること。
平成20年	参議院(社会教育関連法改正の附帯決議)指定管理者制度導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。
平成20年	海部文科大臣(参議院文教科学委員会答弁)長期的視野に立った運営が図書館では難しいこと、職員の研修機会や後継者の育成等の機会が難しくなる、といった問題が指摘されている。このような懸念を払拭した上

	で制度の導入をすべき。
平成22年	高井文科大臣政務官（衆議院文部科学委員会答弁）長期的な展望が持てないという問題点の指摘がある。安定した運営が可能な指定期間の検討、職員の安定的な処遇の確保等を自治体がモニタリングすること。
平成23年	片山総務大臣（年頭記者会見）公立図書館や学校図書館などは、指定管理になじまないと思う。きちんと行政が直営でスタッフを配置して運営すべきだと思う、との意見。

③ 最近の動向

近年は、指定管理者制度を導入することで、佐賀県武雄市に見られるような図書館運営の変化、例えば365日開館、コーヒーショップ運営、書店と図書館が同じフロアに置かれるなど、集客力や経済効果があがるものとして図書館をとらえ、「まちづくり」に利用する形が見られます。

一方、公立図書館への指定管理者制度の導入については、他の社会教育施設に比べて導入事例が少ない上、導入そのものを危惧する意見もあります。

平成28年度から地方交付税の基準財政需要積算にあたって「トップランナー方式」が採用され、指定管理者制度が重要な「業務改革」とされていますが、総務省は、地方団体の意見等を踏まえ、図書館や博物館・公民館などは、トップランナー方式の導入を見送ることとしてしています。

図書館は誰もが無料で利用できる公共性の高い施設であり、市民の知る権利を保障する場として、個人情報の保護・管理には十分な配慮が必要です。資料の収集・保存・利用に関しても専門性が必要であり、長期的な展望とその時々ニーズに応じたサービスの両方への見識も求められます。その本来の役割を果たすために、自治体の限られた予算の中で、「住民サービスの向上と経費の削減を図ること」をいかに実現していくのかは、どの地にあっても常に意識していくべき課題でしょう。

本市においても前述のとおり、書籍等の納入や書誌データの作成をはじめとするいくつかの業務が委託化されています。正規職員の管理の下、市民ボランティアの活用や嘱託職員のスキルアップで、効率的で質の高い図書館運営が図られています。今後も図書館に求められるサービスの質を向上させながら、効率化を実現するための管理体制の検討を続けていく必要があります。

（3） これからの望ましい運営体制のあり方

図書館協議会は、西東京市図書館のこれからの図書館の運営体制のあり方として、現行の司書を中核とする市職員と専門の嘱託員による運営体制の維持発展が適切であると提言します。

行政の効率化と財政の健全化を目的とした指定管理者制度等の民間活力を活用する体制については、平成15年度以降、一割を超える自治体において導入されており、その利害得失も

明らかになりつつあります。協議会では、先行する導入事例を精査した結果、すでに高い図書館サービスの実績を持つ西東京市図書館の運営体制として採用するには不適切との評価に至りました。以下にその理由を挙げます。

① 長期的展開

図書館は、市民のためにどのような資料を収集するか、何をどう保存していくか、新しい時代に必要なサービスは何かなど数十年先を見据えた長期的な計画に基づいて運営されなければならない施設です。長期的な計画の策定、執行のためには、運営体制としても長期的な展望と継続的安定性が求められます。

② 個人情報の保護

図書館は、市民の読書履歴など最も大切な個人情報を扱う施設であるため、コンプライアンス（法令遵守）の責を負う市の直接雇用職員であることが望まれます。

③ 市への帰属意識

西東京市に住むすべての世代の市民が、一番身近に利用する公的施設を支える図書館職員は、市への帰属意識を持ち、市民のニーズに高いアンテナを持つ、市の直接雇用職員であることを望みます。

④ 経費節減の視点

経費節減の観点でも、現在と同程度の図書館サービスを実施するとしたら、指定管理者制度等の導入による節減効果は低いか、むしろ経費増となることが考えられます。仮に一時的な経費節減が可能だとしても、長期的には営利を目的とする企業等が収益をあげることでできない図書館事業の実施主体になることには論理的な困難があると予想されます。また、前項の「トップランナー方式」（総務省）では、指定管理者制度が重要な「業務改革」とされていますが、図書館については対象業務から外される経緯がありました。

⑤ ネットワーク形成

これからの図書館サービスの発展のためには、他の図書館や市の他部局、市民との連携がますます重要となっていきます。そうした他の図書館や市民との連携ネットワークを作っていくためには、市の直接雇用職員であることが必須となります。

このように、現行体制の維持発展を支持する一方で、図書館職員には他部局との積極的な人事交流を望みます。

図書館職員として長年にわたって経験研鑽を積むことの重要性は指摘するまでもありませんが、市職員として市全体の奉仕者である立場も忘れるわけにはいきません。今後のより高度な図書館サービスを考えた場合、市の他部局との連携は欠かせないからです。職員の視野を広めることが今後の運営体制にとって必要なことだと思われま

図書館がどういう運営体制を採用するにしても、市民にとってより良いサービスを提供し続けるため、今後もたゆまぬ努力を期待します。

西東京市図書館協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学校教育の 関 係 者	清水 宣宏	東伏見小学校長
	東山 信彦	青嵐中学校長
社会教育の 関 係 者	西村 久美子	市民公募
	山口 英子	市民公募
	増田 律子	中原おはなしの森代表
	山辺 真理子	NPO法人西東京市多文化共生 センター代表
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	○鈴木 綾	民生委員・児童委員
学識経験の あ る 者	山村 基毅	著述業
	◎小西 和信	武蔵野大学教授
	藤澤 和男	元日野市立図書館長

◎会長 ○副会長

会議等開催日程

第1回定例会	平成29年5月18日	(木)
第2回定例会	7月20日	(木)
第1回臨時会	9月7日	(木)
勉強会	10月19日	(木)
第2回臨時会	11月16日	(木)
視察	11月22日	(水)
勉強会	12月14日	(木)
第3回定例会	平成30年1月18日	(木)
勉強会	2月16日	(金)
第4回定例会	3月7日	(水)

西東京市図書館の運営体制のあり方について（提言）

平成 30 年 3 月発行

西東京市図書館協議会 発行 西東京市図書館

西東京市中央図書館 〒188-0012 西東京市南町 5-6-11 TEL 042-465-0823
<http://www.library.city.nishitokyo.jg.jp>